

経 済 産 業 省

平成19・09・27製局第5号
平成19年10月1日

内閣府沖縄総合事務局経済産業部長 殿

経済産業省製造産業局長

競輪公正安全確保についての組織の確立について

競輪における公正安全の確保を図るため、競輪公正安全中央委員会を設置し、別添の会則に従って競輪の公正安全の確保に関する調査審議を行ってまいりますので、引き続き、御協力願います。

なお、平成15年4月1日付け平成15・03・20製局第5号「競輪公正安全確保についての組織の確立について」は、廃止します。

「別添」

競輪公正安全中央委員会会則

(目的)

第1条 競輪公正安全中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、競輪関係団体相互の協力の下に、競輪における公正安全の確保に関する事項につき調査審議し、その具体的対策の確立をはかり、もって競輪の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 中央委員会は、委員長および委員20名以内をもって組織する。

(委員長)

第3条 委員長は、経済産業省製造産業局次長又はその指名する委員とする。

第4条 委員長は会務を総理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者とする。

- | | | |
|-----|----------------|-----|
| (1) | 製造産業局車両課長 | |
| (2) | 競輪振興法人の役職員 | 3名 |
| (3) | 全国競輪施行者協議会の役職員 | 3名 |
| (4) | 競技実施法人の役職員 | 3名 |
| (5) | 日本競輪選手会の役職員 | 3名 |
| (6) | 全国競輪場施設協会の役職員 | 1名 |
| (7) | その他委員長の指名する者 | 若干名 |

(審議事項)

第6条 中央委員会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事項に関し調査審議する。

- (1) 不正競走の予防及び取締り
- (2) ノミ行為等の競輪犯罪の予防及び取締り
- (3) 選手の保護管理の適正化
- (4) 競輪場等の施設の改善
- (5) 競輪場等の警備方法の改善
- (6) 競技運営方法の改善
- (7) 事故発生に伴う安全確保対策の樹立
- (8) 競輪関係者の規律保持
- (9) 競輪観客への公正安全確保についての協力要請等
- (10) その他競輪の公正安全確保に関する対策の確立

(会議)

第7条 中央委員会は、委員長（委員長に事故があるときはそのあらかじめ指名する委員）が招集して、その議長となる。

第8条 中央委員会は、委員長が必要と認めるとき又は第5条第2号から第6号までに掲げる団体のいずれか一の要求があったとき開催するものとする。

(決定)

第9条 中央委員会は、その議案についてこれを競輪公正安全中央委員会の決定とすることができる。

2 前項の決定は、出席委員全員の賛成をもってこれを定めることを原則とする。

第10条 委員は、その属する団体に、前条の決定を尊重し、かつ、これを遵守させるように努力しなければならない。

(幹事)

第11条 中央委員会に、委員長の指名する幹事若干名を置く。

(報告)

第12条 委員長は第9条に基づく決定事項の実施状況その他競輪の公正安全の確保に必要な事項に関し、委員又は幹事から競走実施の実状、競輪場施設の状況その他競輪運営の状況について報告を求めることができる。